

県民生活審議会  
第5回 参画・協働推進専門委員会の議事録

・日 時 平成16年2月10日(火) 10:00~12:10

・場 所 兵庫県公館 第2会議室

・出席者 委員:

小西委員長、山下副委員長

北野委員、小林委員、白川委員、立木委員、野崎委員、野々山委員、

速水委員、宮道委員、室崎委員、森委員、門上委員、

鳥越県民生活審議会会長

県:

清原理事(参画と協働・男女共同参画社会担当)、井筒県民政策部長、

大鳥県民文化局長、藤井参画協働課長、沖本参画協働課参画協働システム

係長

・議事 「地域づくり活動支援指針」「県行政参画・協働推進計画」の答申案のとりまとめについて

・主な内容

1.開会

2.資料説明

- ・事務局から資料1、2 参考資料1~6を使って説明

3.議事

(委員長)

- ・本日の進め方だが、まず事務局よりこれまでの審議経過と今後の予定を含め、パブリック・コメントの結果を踏まえた支援指針、推進計画の答申案について資料説明をお願いする。その後、とりまとめに向けて皆様より自由にご意見いただきたいと考えている。

(事務局)

- ・これまでの審議経過について、参考資料1で説明する。前回、第4回専門委員会での審議から本日、第5回専門委員会を開催するまで間、指針・計画についてとりまとめた中間報告をもとに、9月から11月にかけて県内10地域で県民フォーラム、市町への意見照会、12月9日から1月19日までの間、パブリック・コメントをそれぞれ実施し、57人からあわせて122件のご意見をいただいた。これらを踏まえ、答申案を作成した。
- ・パブリック・コメントで提出された意見等の概要と、意見を踏まえ変更した箇所を中心に、答申案について説明する。

- ・ その他、文章表現等を整理している。

(A 委員)

- ・ 例えば、「アドプトシステム」の注釈が何回も出てくるが、1回で良いのではないか。
- ・ P28 に「参画と協働のチャンネルの組み合わせ例」があるが、子育てだけでなく高齢者の見守りも地域にとって重要な課題なので、そういう事例を入れた方が良いのではないか。

(B 委員)

- ・ P28 の「参画と協働のチャンネルの組み合わせ例」について、事例は既存のものを書いているのか、それとも想定されるものを書いているのか。

(事務局)

- ・ 「アドプトシステム」の説明が2回出ている件だが、チェック漏れである。再度チェックして、説明は1回にしたい。

(B 委員)

- ・ その都度、出る方がいいのか、後ろに関連用語集をつけるのがいいのか、検討する余地がある。

(事務局)

- ・ P31 から P33 までのフロー図は、P30 までに書いたチャンネルを使えばこういう進め方になるのではないかと想定されるものである。現実の事例ではない。高齢者の見守りの事例については何らかの形で書き込むことを検討させていただく。

(B 委員)

- ・ 現在、成年後見制度が非常に問題になっている。子育ての問題と同時に高齢者の問題も考えていくべきである。特に、家族の新しい方向、一人暮らしの増加など、家族の規範が弱まっていることに対してどう対応するかが課題である。

(C 委員)

- ・ 全体的に市町の役割に関する記述が、P15 で軽く触れているだけで希薄である。関係を確認するだけでは弱いのではないか。直接県民と相対するのは市町なので、市町がどのような役割を果たすのかを書く必要がある。具体的に市町にやってほしいことなどを P12 「県民主役の地域づくり活動の展開」「県民主役の行政手法への転換」に書いてはどうか。

(D 委員)

- ・ まず市町との関係についてだが、各市町で地域の中間支援組織をサポートする動きがあるが、それらの動きと県のボランティアプラザとの関係が見えてこない。復興支援会議

の関係で西宮の立ち上がったばかりの団体の方に会ったが、県の支援施策の情報が伝わっていなかった。県ができるのは各市町にある中間支援組織をサポートするしくみづくりや、それらの団体と上手く連携することではないか。

- ・ 高齢者の見守りについては、支援会議が提案した「災害復興公営住宅高齢者元気アップ支援事業」があるが、これはまさに参画と協働の事例だと思う。このような現にある施策におけるチャンネルの組み合わせ例を入れてはどうか。
- ・ 言葉の定義の問題だが、P1の「協働」は、かなり動いているテーマである。7年前に協働といえば、基本的に役所と住民のコラボレーションを意味していたと思うが、現在ではP14にあるように協働の主体として事業者も入ってくるなど、定義は広がっている。今までは行政だけが公共を担っていたのが、様々な主体が公共を担うように変わってきており、P1の記述は、再検討が必要である。

#### (E 委員)

- ・ P1の書き方だと、県が枠囲いの中のように参画と協働を定義しているように受け取られてしまう。「参画」「協働」という言葉に対してどういうイメージを持つかということはまだ固まっていなし、どんどん変わっていく。あえて定義をせず、漠然としたイメージで掴んでもらうという書き方の工夫が必要である。もし定義をするのであれば兵庫県としての定義になるわけだから、きちんと作った方がよい。そもそも参画と協働を区別して使うのかという問題もある。
- ・ P21にある「県民が評価するしくみづくりに取り組みます」のところだが、パブリック・コメントで県民の評価と行政の支援とをリンクさせるべきだという趣旨のご意見があった。この意見を踏まえて、もう少し踏み込んで書く必要があるのではないか。
- ・ P28にあるチャンネルの組み合わせ例だが、どういう趣旨で記載したのかが見えなくなっている。私自身は二重の意味を持っていると認識している。一つは、県の各施策、事業について、担当者がこういうフローを作ることによって、自分の仕事の中で参画と協働をどのように組み入れるのかという意識改革につなげる役割である。もう一つは、県民が県の施策や事業について、どの段階でどういう形の参画と協働が可能なのかが見えるようにする役割である。
- ・ また、この組み合わせ例は、完成形ではなく、改良の余地があるということも書いておく必要がある。
- ・ 市町との関係についてだが、私自身はあまり県と市町の関係に踏み込むのは難しいと思っている。なぜなら、県と市町の役割分担について、現時点では、まだはっきりした考え方や線引きができていないためである。むしろ、それぞれの場面で役割分担を考えていけるようなしくみを書いてはどうか。
- ・ また、参考資料4を見ると、県は市町のやることに口を出すなというニュアンスの意見と、そうでない意見とがある。県と市町との関係についてそれなりに踏み込むのであれば、この専門委員会の議論だけでは不十分である。県と市町の間で地域ごとの差や、市町の規模の差などをふまえて議論しなければいけない。ここでは、これから議論していけるしくみのようなものを書いておくことが適当ではないか。

(事務局)

- ・市町との役割分担については、ご指摘を踏まえ検討する。
- ・支援会議の提案により始まった高齢者元気アップ支援事業の扱いについても、検討する。
- ・参画と協働の定義の部分についてご指摘をいただいているが、P1 の一つ目の は、21 世紀兵庫長期ビジョンで記載された、「参画と協働」の定義である。
- ・囲み欄の【参画、協働とは・・・】をもう少し新しい文献からの引用にするのか、それとも取ってしまうかについても、検討する。
- ・県民評価のしくみづくりについてもご指摘のとおりもう少し踏み込んで、分かりやすい書き方に修正する。
- ・組み合わせ例を書いた趣旨についてだが、ご意見のとおり、二つの意味がある。ご指摘を踏まえてもう少し明快に書かせていただく。
- ・指針・計画の位置づけについてだが、条例そのものが3年で見直すということなので、指針・計画もこれが完成形ではなく、常に時代にあった形で見直しをしていきたい。

(F 委員)

- ・P15 の県と市町との関係についてだが、我々NPOが県民局と市との間に入るとうまくいかないことがある。中間支援組織をサポートしていく市があれば、逆に補助を減らしていく動きのところもある。県と市町が連携して、同じ事業に対して支援するとか、NPOの啓発とかコミュニティビジネスが実施できるようなしくみを作っていたら、中間支援組織にとっては、ありがたい。自治会、婦人会なども同様だと思う。
- ・事業者との協働については、記載されているが、大学は入っていない。宝塚では、3大学も入って、コミュニティビジネスで新しくプロムナード再生に取り組もうという動きもある。指針・計画の中に大学も入っていても良いと思う。

(G 委員)

- ・多くの県民の方々が「地域づくり活動支援指針」「県行政参画・協働計画」に関心を持ってコメントくださったこと、また、出された意見を適正に訂正し、意見がこれだけ生かされていることは、大変すばらしい。
- ・この答申案は、これから実施する指針・計画であり、単にレポートを書いたというものではない。県として、県民に示して県民の生活や県行政に反映していくことが重要である。

(事務局)

- ・その通りである。これを明らかにして、県は地域づくり活動をこういう考えで支援し、また、行政のいろいろな分野で参画と協働を推進していく、というものである。

(G 委員)

- ・これだけ細やかな膨大な資料を多くの県民が見るだろうか。県民が手っ取り早く要点を把握できるように、要点をまとめたものを県民に示して欲しい。
- ・さきほどから県と市町との関係の話が出ているが、P27に県民局の役割について明記

されている。あるイベントに参加したが県民局から市町に連絡がなく、参加者が少なかったことがあった。県民局と市町がきちっと連携しないといい施策・事業もうまくいかない。

- ・ また、こんないい指針、計画を作られても県民の手にわたらないのでは意味がない。きちんとした形で伝達が出来てなければいけない。県民局自体にも伝達出来ていないのが現状ではないか。
- ・ P 27の「地域特性を生かした取り組みを基本としつつ・・・」のところに、地域自治体と連携をとるとか一言入れていただきたい。県と市町は、別個ではないと思う。

#### (委員長)

- ・ 県と市町の関係については、考えないといけませんが、一方で書くことで縛りたくないという思いがあり、わざと書いていないという面もある。どうやったらいいかということはまだはっきりつかめていないので、出来るだけ自由にやっていただくために原案のような形で書いている。

#### (G 委員)

- ・ 現場の意見として言わせてもらおうと、それでは机上の空論であると感じる。こういう良い案がもっと現場レベルで認識され、実行されることが重要である。先ほど言ったように一言入れていただいたら良いのではないかと思う。

#### (事務局)

- ・ 県の職員にいつも言っているが、「参画と協働」が「錯覚と強要」であってはならない。これまでの総合計画等のように行政主導で取り組む時代ではない。県民が自分たちの将来を考えるのであって、行政はあくまで黒子である。そういう時代における市町との関係については、一応の考え方はあるが、明確なものはまだ確立していない。そこに県民局が現地解決型の総合事務所としてどういう役割を果たせるのか、先ほど言われたしくみづくりが重要になってくると思う。
- ・ 県民局は、地域で単独で動くのではなくて、いつも市町と手をつないで一緒になっているような事業を考えなければならない。その中で県も支援してほしい、市町も支援してほしいというような事業が出てきたら、両方で支援しても良いと思う。ただ、県の職員や地域の現場での意識が中々そこまで進んでいかないので、今後、努力していく必要がある。
- ・ 県民局がさまざまな施策をするときに意思疎通をし、横の連携を取っていかなければならない。縦割りではなく、一度県民局でとりまとめた上で、自分たちの考えで、地域の実情にあわせて、独自に実施してほしい。それをサポートするのが県民政策部の役割だと思う。我々県民政策部が、県民局の立場に立って、本庁の縦割りを横割りにしていかななくてはならないのかなと考えている。それが参画と協働のために必要だと思っている。
- ・ この指針・計画を広くPRし、理解してもらえるような、ビジョンのときにつくった「地域ビジョン手帳」のようなコンパクトなものをつくる必要があると感じている。

(G 委員)

- ・ 同様の思いで、行革の委員会でも県民局の事業について、局内できっちり調整して、できるだけ多くの県民に認識、参加してほしいという趣旨の発言をしておいた。

(委員長)

- ・ 復興 10 年総括検証にあたって、NPO については、NPO / NGO と表記しようということになった。この指針・計画もそれに合わせる必要があるだろうか。

(事務局)

- ・ 全県ビジョンの中では NPO・NGO と表記している。この指針・計画の場合は、NPO 法との関係もあり、現時点では NPO と表記させて頂いている。どう表記すべきかご意見をいただきたい。

(B 委員)

- ・ NPO は地域で活発に活動しているが、NGO はそうでもないのではないか。
- ・ P1 で、「県民の皆さんには・・・期待しています」という記述があるが、これは強要的ではないか。むしろ、NPO の人たちなど、期待してますなどと言われなくとも積極的に活動している人、団体も多い。
- ・ また、「自覚と責任」に加えて、権利意識のようなものも加筆すべきではないか。「展開していただく」ぐらいで良いのではないか。主体的にやっていただくという意味で、県が「担っていただく」というのはおかしい。
- ・ 「知恵や力を出し合って」の「力」を外したということだが、この「力」は「知力」ということではないか。知的工夫ということで、外すのではなく、「アイデア」という言葉に置き換えてはどうか。
- ・ P1 では、すごく注意して参画と協働のイメージを作り上げてほしい。こういう枠囲いの中で参画と協働を説明しなくても分かるような文章にしていくべきである。

(事務局)

- ・ 21 世紀ヒューマンケア研究機構の野尻理事長が言われているような、「お任せ観客型民主主義」から「参加型民主主義」へ、という背景を書く方が良い。

(E 委員)

- ・ ここは、条例の表現を受けている。条例での県民の役割を前提として書いている。

(H 委員)

- ・ 中間報告をまとめた段階で議会と調整する際、この参画と協働の定義を入れて説明している。条例との関わりあいがあるのかどうか心配である。
- ・ 県民局については、地域解決型をめざして 10 県民局体制にしたのできちんと指導をお願いしたい。
- ・ 県と市町の役割分担については、明確にしていきたい。例えば、防犯対策について、

県は新しいポストを作るなど、地域住民と行政が支えていこうということに取り組もうとしており、ますます県民局と市町の連携が重要になる。

- ・ 高齢者の見守り活動については、既に加古川市や社協などでも実施している。こういった問題を含めて、市町との役割分担について明確にしていきたい。

(D 委員)

- ・ これまでの施策は、県民の権利を行政がどう保証するのかというものが多かったが、この条例の最大の特徴は、県民に地域社会の責務を明確にしていることである。
- ・ これまでは権利を保証されれば良い社会になると思ってきたけれども、それだけでは良い社会にならなかった。構成員がそれぞれに自分たちに責務を担う、主体的に参画・協働しなければいけないという切り口でこの条例は作られているものであり、これまでそのつもりで議論してきたと思っている。

(B 委員)

- ・ 私も同意見である。P 1 2 に記載されている時代背景を P 1 に出したい。

(事務局)

- ・ この条例をつくる中で、議会との調整の際、ある政党は「第二議会を作るのか」と、またある政党は「県民の権利も明確にしないような条例は、反対である」と言われた。いずれに対しても反論してきた。
- ・ 権利だけでは、より良い社会が出来ない。県民が責務、役割をどう担っていくか、どのように主体的に地域をつくっていくか、ここにこの条例の意味がある。ご指摘のようにこの案の「期待しています」という部分は、主語が行政になっているので強要しているように見えてしまっている。

(B 委員)

- ・ 優秀なNPO等が地域でやっていることを出せないか。

(I 委員)

- ・ たとえば、条例や指針・計画を子供会でどのように活用できるか、考えてみるとむずかしい。
- ・ 地域ビジョンと対応して考えたときに、どんな「参画と協働」のしくみが考えられるのか県民局ごとで見えるように工夫してほしい。

(J 委員)

- ・ 市町と県の役割分担を明らかにすることについては、反対である。相手方の市町の意見を聴かずに勝手に決めるのはよくない。明記するなら、県は、施策・事業を進めるにあたって、県民局が中心になり、それぞれの市町とそれぞれ相談してやることということを書けばいい。県はこうするから市町は、こうしていくというものではない。

(C 委員)

- ・ 地域づくり活動の支援は、本来、市町に属するものだと思う。それを県が指針としてまとめるのであれば、県と市町の役割を示さないといけないうちで浮いてしまうのではないか。
- ・ NPO活動をしているとき、県域でやらないといけないうちがある。地域づくり活動の支援について、市町をどう位置づけるかの方向性は入れないといけないうちではないか。具体的なことは、市町と話をしていないので決められないのだけれど、指針をつくって、次からどうしたらいいのかということが見えるような表現を入れたらどうか。

(K 委員)

- ・ 市との関係を細かくことを書くのは、現実的に市との関係に何が求められているのかが大事であるので、細かく書けば書くほどおかしくなるのではないかと思う。
- ・ 産学連携ということにも触れていただきたい。また、大学の役割、位置づけを明らかにしていただきたい。
- ・ 個人的には、中間支援組織という表現は、なぜ中間支援なのか、分かりにくい。なにか他にいい表現はないのかなと思う。

(L 委員)

- ・ 地域住民の立場で考えると、参画と協働の活動を身近に感じるができない。P30にある地域通貨についての取り組みも展開されているが、必ずしもうまくいっていない。P35の子育てに関しても、県や神戸市で具体的なケーススタディ、モデルケースが見あたらない。これから実際に地域で推進していく人材が必要だと思う。

(B 委員)

- ・ P1は、「期待しています」の表現が問題だと思う。ゴミを決められた日に出さないひと暮らしの人など、自覚と責任のない人が多い。また、高齢者の問題では、遺産相続など地域が関わるべき問題が多く起きている。地域社会の一員として自覚と責任を持つとそういう問題は個人の問題ではなく、地域の問題になると思う。
- ・ 自己決定できて自己責任できる人はいいが今、地域の中では自覚と責任を持って出来ないひとがかなりいる。その人たちを地域で支えあっていくことが参画と協働のポイントだと思う。「期待しています」ではなく、「不可欠です」とか「期待されています」とすればいいのではないかと思う。

(県民生活審議会会長)

- ・ この委員会は、大変難しい課題を担わされていると思う。印象として、今までの考え方を越えて、明確に新しく示したものが2つあると感じている。
- ・ 一つは、P17にある「プロセスの共有」である。行政が計画等を考えるうえで、プロセスの共有が明示されているのは、決定的に大きな特色である。もう一つは、P20にある「活動を広げる」である。今までのネットワーク論を抜け出ている。P28の参考にある参画と協働のチャンネルのメニューやフローも一歩無理をしているが、そのことが評価できる。いい答申案を作られていると思う。

(委員長)

- ・ たくさんのご意見をいただき感謝する。条例同様、指針、計画についても実践していく中で変えていけば良い。
- ・ 県民は、一方では市民、町民であり、その方たちが生活の質を向上するために自由な価値観に基づき、新しい生活のルールを決めれば良いのではないか。そのため指針・計画の読み方もいろいろあってもいい。
- ・ 本日、各委員からいただいたご意見を踏まえ、私と E 委員と事務局で検討したうえで、支援指針、推進計画の答申案をとりまとめたが、ご了承いただけるか。(異議なし。)
- ・ それでは、2月22日に予定されている県民生活審議会第6回全体会の席上で、私から、専門委員会での答申案として報告し、全体会での審議を踏まえた上で、県民生活審議会として知事に答申する。
- ・ 専門委員会の審議は本日で終了する。委員の皆様のご協力に感謝する。
- ・ 最後に、事務局に「指針・計画」策定後の来年度の予定についての説明をお願いしたい。

(事務局)

- ・ 参考資料7の説明。

(委員長)

- ・ 支援指針・推進計画を作るのだけが本来の仕事ではない。すでに県民の皆さんがさまざまな活動をされており、いろんな形で参画と協働の成果があがっている。年度が明けたらそれらをまとめて年次報告を作ることが重要な仕事である。

(事務局)

- ・ 熱心なご討議感謝する。
- ・ すでにご連絡済みかと思うが2月22日の第6回県民生活審議会全体会にご出席をお願いしたい。
- ・ それでは、これをもって、第5回参画・協働推進委員会を閉会とさせていただく。皆様には、たいへんお忙しい中、またお寒い中、ご出席いただき、感謝申し上げます。